特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
天草市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えい及びその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
熊本県　天草市長

公表日
令和6年3月21日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	児童手当法の規定に基づき対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の認定・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	・児童手当システム ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
(1)児童手当受給者台帳ファイル (2)児童手当児童台帳ファイル (3)児童手当配偶者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一第56項 児童手当法第4条等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号 【情報照会の根拠】別表第二第74項及び第75項、児童手当法施行規則第1条の4等 【情報提供の根拠】別表第二第26項、第30項、第87項、第106項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111　　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　子育て支援課　　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-27-5400　　mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	②所属長	子育て支援課長　明石 弘之	子育て支援課長	事後	一部変更
平成29年7月25日	連絡先	健康福祉部　子育て支援課 〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-1111 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　子育て支援課 〒863-0043　熊本県天草市亀場町亀川1886番地2　TEL:0969-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月13日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月13日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅰ連携情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二第74項及び第75項 児童手当法施行規則第1条の4等	番号法第19条7号、【情報照会の根拠】別表第二第74項及び第75項、児童手当法施行規則第1条の4【情報提供の根拠】なし	事後	一部変更
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長　大脇　恵子	課長	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部　子育て支援課 〒863-0043　熊本県天草市亀場町亀川1886番地2　TEL:0969-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　子育て支援課 〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-1111 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	Ⅰ連携情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、【情報照会の根拠】別表第二第74項及び第75項、児童手当法施行規則第1条の4【情報提供の根拠】なし	番号法第19条7号 【情報照会の根拠】別表第二第74項及び第75項、児童手当法施行規則第1条の4等 【情報提供の根拠】別表第二第26項、第30項、第87項、第106項	事後	一部変更
令和2年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	一部変更
令和2年5月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部　子育て支援課 〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-1111 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　子育て支援課 〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
令和3年11月5日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 【情報照会の根拠】別表第二第74項及び第75項、児童手当法施行規則第1条の4等 【情報提供の根拠】別表第二第26項、第30項、第87項、第106項	番号法第19条8号 【情報照会の根拠】別表第二第74項及び第75項、児童手当法施行規則第1条の4等 【情報提供の根拠】別表第二第26項、第30項、第87項、第106項	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	一部変更
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	一部変更